

用	令和6年3月31日	35 (14)	5	1 (1)	11	5	1	29 (13)	87 (28)	
	合計	261 (23)	646	34 (2)	75	16	5	146 (66)	1,183 (91)	
退	令和5年4月1日	45	24	1	23	6	0	29	128	
	令和6年3月30日	(6)		(1)				(7)	(14)	
	令和6年3月31日	88 (9)	402	15	47	5	2	102 (59)	661 (68)	
	内	定年	0	0	0	0	0	0	1	1
		早期退職	0	0	0	0	0	0	0	0
職	その他	88 (9)	402	15	47	5	2	101 (59)	660 (68)	
	合計	133 (15)	426	16 (1)	70	11	2	131 (66)	789 (82)	
	再任用	188	443	70	14	4	9	27	755	

(注1) 再任用については、更新の者を含みます。

(注2) () は、フルタイムの会計年度任用職員の数を含みます。

(3) 異動および昇任の状況

ア 知事部局、議会事務局および行政委員会事務局 (令和6年4月定期人事異動) (単位:人)

	部長級	次長級	課長級・ 参事級	課長補佐級・ 主幹級	係長級・ 主査級	一般職員級	合計
異動者数	14	32	226	373	530	584	1,759
うち昇任者数	8	22	66	74	202	—	372

(注) 病院の医師および看護師は含みません。

イ 教育部門 (令和6年4月定期人事異動) (単位:人)

	校長級	教頭級	主幹教諭級	教諭級	実習助手等	合計
異動者数	167	221	30	1,659	9	2,086
うち昇任者数	91	100	25	—	—	216

ウ 警察部門 (令和6年3月定期人事異動) (単位:人)

	警視およびこれに 相当する職		警部および これに相当 する職	警部補およ びこれに相 当する職	巡査部長お よびこれに 相当する職	巡査および これに相当 する職	合計
	部長・ 参事官級	課長・ 管理官級					
異動者数	14	68	153	240	199	181	855
うち昇任者数	5	10	20	46	46	—	127

2 人事評価の状況 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2では、職員の執務については定期的に人事評価を行うこととされており、令和5年度における各任命権者における取組は次のとおりです。

- (1) 知事部局 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。
- (2) 教育委員会 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、加えて県立学校の教員等においては「総合評価」による人事評価も実施し、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。
- (3) 警察本部 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、地方警務官を除く職員を対象にその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力評価」および

職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は任用や給与等の人事管理の基礎として活用します。

3 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の概要(令和5年度普通会計決算見込)

区分	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
5年度	611,976,612千円	163,522,813千円	26.7%

(注) 人件費は、職員の給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費(令和5年度普通会計決算見込)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
5年度	17,541人	77,092,831千円	17,711,891千円	31,878,223千円	126,682,945千円	7,222千円
		60.8%	14.0%	25.2%	100.0%	

(注1) 職員手当には、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、令和5年4月1日現在の人数(臨時講師等を除く。)です。

(注3) 給与費には、臨時講師等の分が含まれています。

(3) 特別職の給料等(令和6年4月1日現在)

給料月額	知事	1,250,000円		
	副知事	980,000円		
議員報酬月額	議長	980,000円		
	副議長	850,000円		
	議員	800,000円		
期末手当	知事	6月期	1.70	月分
	副知事	12月期	1.70	月分
		計	3.4	月分
	議長	6月期	1.70	月分
	副議長	12月期	1.70	月分
	議員	計	3.4	月分

(4) 一般職員の給料等

ア 平均給料および平均年齢(令和6年4月1日現在)

区分	行政職職員		警察官		高等学校の教員		小・中学校の教員		技能労務職員	
	平均 給料月額	平均 年齢								
県	316,992円	41歳 8月	340,188円	39歳 5月	372,377円	43歳 7月	350,845円	39歳 4月	307,285円	53歳 4月
国	323,823円	42歳 1月								

イ 初任給および採用2年後の給料(令和6年4月1日現在)

区分		県		国	
		決定初任給	採用2年経過日の 給料額	決定初任給	採用2年経過日の 給料額
行政職職員	大学卒	205,264円	214,898円	総合職 208,000円 一般職 196,200円	219,600円 206,600円
	高校卒	173,318円	183,257円	166,600円	174,900円
警察官	大学卒	234,674円	248,568円	227,600円	238,800円
	高校卒	204,960円	218,042円	191,800円	203,800円
高等学校の教員	大学卒	229,299円	239,948円		

小・中学校 の教員	大学卒	229,299円	239,948円
--------------	-----	----------	----------

ウ 経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
行政職 職 員	大学卒	271,945円	309,718円	353,505円
	高校卒	237,847円	263,837円	282,692円

(5) 行政職職員の級別人員(令和6年4月1日現在)

区 分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な 職務内容 (代表的 な職名)	部 長	部 次 長	本庁の課長	参 事 課長補佐 (困難)	課長補佐 主 幹 (困難)	主 幹 係 長 (困難)	係 長・ 主 査 主任主事・ 主任技師 (困難)
職 員 数	18人	51人	134人	289人	407人	629人	990人
構 成 比	0.5%	1.4%	3.6%	7.8%	11.0%	17.0%	26.8%

区 分	2級	1級	計
標準的な 職務内容 (代表的 な職名)	主任主事・ 主任技師 主事・技師 (高度)	主 事 技 師	
職 員 数	687人	494人 (8人)	3,699人 (8人)
構 成 比	18.5%	13.4%	100.0%

(注1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

(注2) 教育部門、警察部門に勤務する行政職給料表適用職員を含みます。

(注3) (困難)とは「困難な業務」を、(高度)とは「高度な知識経験を必要とする業務」を示します。

(注4) ()は、フルタイムの会計年度任用職員の数を内数で示します。

(6) 職員手当の種類および内容 職員には、給料のほかに手当が支給されます。

令和6年4月1日現在における主な手当の制度は、次のとおりです。

種 類	内 容	
毎 月 決 ま っ て 支 給 さ れ る も の	地域手当	給料月額と、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額合計額に、県内7.5/6を、東京都特別区20/18.5を乗じて得た額との合計額に県内6%、東京都特別区18.5%を乗じた額
	扶養手当	配偶者・父母等各6,500円、子各10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対し、各5,000円加算
	住居手当	月額13,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、100円から30,000円まで
	通勤手当	[交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給(6箇月の定期券を基礎とする額により支給) [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別および通勤距離に応じて2,500円から32,800円まで 駐車場利用料金の2分の1の額(上限3,500円)
	その他	管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当等
勤 務 し た		著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についたときに支給される手当(68種) (全職員に占める手当支給職員の割合 32.3%、支給対象職員1人当たりの平均支給月額 12,105円(令和5年度実績)) [支給額の多い手当]

実績に応じて支給されるもの	特殊勤務手当	教員特殊業務手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当、教育業務連絡指導手当 [多くの職員に支給されている手当] 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当				
	時間外勤務手当	職員1人当たりの平均支給月額 46,518円(令和5年度実績。一般行政・警察を含む。)				
	その他	宿日直手当等				
その他	期末・勤勉手当	民間のボーナス、賞与等に相当する手当として、年間4.5月分を2回に分けて支給				
	退職手当	区分	勤続年数			最高限度
			20年	25年	35年	
		自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
		定年・勸奨	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置	早期退職特例措置 3%~45%加算				
	(注) 令和5年度の1人当たり平均支給額は、定年・勸奨の場合で2,248万円、自己都合などの場合で321万円です。					

(注) 退職手当については、令和5年度末退職者にかかる月数です。

(7) 年次有給休暇の使用状況(令和5年1月1日~令和5年12月31日)

任命権者の別	(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b)/(c) 平均取得日数	(b)/(a) 取得率
知事部局	108,733.4日	37,341.8日	2,774人	13.5日	34.3%
教育委員会	431,610.3日	147,377.8日	11,047人	13.3日	34.1%
警察本部	95,221.3日	28,319.1日	2,417人	11.7日	29.7%
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	2,038.3日	720.8日	52人	13.9日	35.4%
企業庁	2,709.0日	1049.8日	76人	13.8日	38.8%
病院事業庁	43,001.6日	14,902.8日	1,304人	11.4日	34.7%

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(8) 育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得状況(令和5年度) (単位:人)

任命権者の別	令和5年度中の育児休業状況 (全職員)						令和5年度中に新たに育児休業が取得 可能となった職員の育児休業状況							
	育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知事部局	96	111	3	45	0	10	106	34	82	34	0	0	0	0
教育委員会	123	933	6	75	1	16	222	421	105	421	6	0	1	0
警察本部	33	74	0	14	0	4	141	25	30	25	0	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
企業庁	3	0	0	2	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0
病院事業庁	14	105	0	49	0	5	13	44	11	44	0	16	0	2

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(9) 修学部分休業、自己啓発休業および配偶者同行休業の取得状況(令和5年度) (単位:人)

任命権者の別	修学部分休業	自己啓発休業	配偶者同行休業
知事部局	1	0	2
教育委員会	0	2	6
警察本部	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
病院事業庁	0	2	1
合計	1	4	9

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

4 分限および懲戒処分状況

(1) 分限処分状況(令和5年度)

ア 職員の意に反する降任・免職状況

(単位:人)

任命権者の別	勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な適格性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
知事部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

イ 休職処分状況

(単位:人)

任命権者の別	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
知事部局	37	1	0	0
教育委員会	103	0	0	0
警察本部	12	1	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	3	0	0	0
病院事業庁	20	0	1	0
合計	175	2	1	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 懲戒処分状況(令和5年度)

(単位:人)

任命権者の別	免職	停職	減給	戒告
知事部局	2	1	0	1
教育委員会	5	1	0	2
警察本部	2	0	1	1
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0

病院事業庁	0	1	0	1
合計	9	3	1	5

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

5 退職管理の状況

(1) 再就職情報の届出 滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例(平成28年滋賀県条例第17号)第3条の規定に基づき、平成28年4月1日から、職員であった者で、管理または監督の地位にある職員の職(部長級、次長級および課長級の職等)に就いていたものは、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合には、再就職後速やかに、離職時の任命権者に再就職情報(再就職日、再就職先、再就職先における地位等)を届け出ることとしています。

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの間に、県に対し再就職情報の届出があった件数は、次表のとおりです。

(単位:件)

任命権者の別	知事部局、議会事務局および行政委員会事務局	教育委員会	警察本部	企業庁	病院事業庁	合計
届出件数	6	2	7	2	3	20

(注1) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(注2) 次の場合は再就職情報の届出の必要はありません。

- ・ 日雇いの場合
- ・ 国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人または特定地方独立行政法人の職員として採用された場合
- ・ 営利企業以外の法人その他の団体に就職した場合にあっては、再就職先での年間の報酬額が103万円以下の場合

(注3) 件数については、毎年度、前年8月1日から当年7月31日までの1年間の件数を公表しています。

(注4) 届出を受けた事項の詳細については、取りまとめの上、毎年度公表しています。

県ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/soshiki/324401.html>

6 人材育成に関する状況

(1) 人材育成の基本方針(知事部局) 人こそが最大の経営資源であるとの認識のもと、平成28年度に改定した人材育成基本方針において、目指す職員像を「チャレンジ精神を持ち、県民とともに、滋賀の未来を切り拓く行政のプロフェッショナル」と定めています。

その実現に向けて、職員一人ひとりの能力を高めるとともに、県庁力の最大化を図るため、職員の意欲と能力の向上に資する取組やそれらが最大限に発揮できる職場環境づくりなど、総合的な取組を進めています。

(2) 主な研修の実績等(令和5年度)

ア 知事部局

(7) 研修機関による研修

名称	目的および概要	参加者数
ステップアップ研修	職員の職階に応じて求められる能力の養成を図る。	1,931人
選択型研修	個々の職員が自らの状況に応じて研修を選択し、強みを伸ばし弱みを補う。	1,097人
職場支援研修	各職場の業務運営が円滑に遂行されるよう共通する課題の解決を図る(OT推進員研修、ブラザー・シスター研修、キャリア形成支援研修、行政の基礎講座、障害者雇用理解促進研修、評価者研修)。	880人
指導者養成研修	政策研修センター研修における内部講師および職場の研修リーダーとなる「研修指導者」の養成を図る(人権指導者養成研修)。	19人

(1) 外部機関への派遣その他の研修

名称	目的および概要	参加者数
職員派遣研修	専門知識の習得および政策形成能力の向上を図るとともに、県政運営に役立てるため、国、他府県、市町等の県以外の組織に職員を一定期間派遣した。	22人

イ 教育部門

(7) 研修機関による研修

名称	目的および概要	参加者数
ステージ研修	経験年数に応じて、必要な基本的知識、専門的技術を養い、新しい時代のニーズに対応できる教職員としての資質能力の向上を図る。	14,412人
マネジメント研修	管理職や学校組織の中核となる教員としての見識を高め、学校経営能力の向上を図る。	1,117人
職務研修	職務に応じた基本的知識、技能等を養い、専門職としての指導力の向上を図る。	890人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名称	目的および概要	参加者数
中央研修講座派遣	校長、中堅職員等の学校管理・運営、学習指導等の諸問題に関する識見を高め、指導能力の向上を図るため、独立行政法人教職員支援機構主催の教職員中央研修講座に派遣した。	45人
民間等派遣研修	現職教員に学校と異なる組織で自らの教育観・指導観を見つめ直させ、教育現場において活用すべき点を吸収させ、教員の資質・指導力を向上させ、併せて教育そのものの活性化を図るため教員を民間企業等へ派遣した。	11人

ウ 警察部門

(7) 研修機関による研修

名称	目的および概要	参加者数
採用時教養	採用者に対し、基本的教養を実施し、警察官または一般職員としての資質の育成を図る(初任科教養、初任補修科教養、一般職員初任科教養等)。	121人
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図る(警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)。	20人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図る(部門別任用科教養、専科教養等)。	496人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名称	目的および概要	参加者数
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた(警部任用科教養、警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)。	121人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた(管区専科教養、警察大学校専科教養等)。	134人

7 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況(令和5年度)

名称	対象者	受診者数(人)		
		知事部局 企業庁 病院事業庁 行政委員会事務局 (教育委員会事務局を除く。)	教育部門 (教育委員会事務局を含む。)	警察部門
雇入時健康診断	新規採用者(採用内定者)	327	579	71
定期健康診断	全職員	5,580	3,475	2,654
生活習慣病健診	年齢・性別等により定める職員等	991	—	1,597
その他の健康診断	特定の業務に従事する職員	2,947	345	1,491

(注) 教育部門の定期健康診断、生活習慣病健診、その他の健康診断には、市町立学校の職員の受診者数を含みません。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況 職員の福利厚生事業については、地方公務員法第42条に基づいて実施しています。

知事部局においては、滋賀県職員互助会に関する条例(昭和31年滋賀県条例第34号)に基づき、一般財団法人滋賀県職員互助会が福利厚生事業を行っており、教育委員会および警察本部においても、同様に、一般財団法人滋賀県教職員互助会および一般財団法人滋賀県警察職員互助会が福利厚生事業を行っています。

各互助会は、会員の掛金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しており、その運営状況は、県のホームページで公表しています。

項目	互助会			
		職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会
会員数(人)	令和5年4月1日現在	5,632	11,228	2,700
	令和6年4月1日現在	5,737	11,369	2,700
掛金額(千円)	令和5年度	138,000	395,175	81,255
	令和6年度	141,675	395,651	81,864
補助金の額(千円)	令和5年度	0	0	0
	令和6年度	0	0	0

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数(令和5年度)

任命権者の別	公務災害	通勤災害	計
知事部局	22	5	27
教育委員会	79	5	84
警察本部	66	2	68
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	3	0	3
病院事業庁	8	3	11
合計	178	15	193

第2 令和5年度 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況 地方公務員法および職員の任用に関する規則(昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号)の規定に基づき、令和5年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりです。

(1) 競争試験

ア 上級試験

区分	採用予定人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政 (専門試験型)	60人程度	(110) 322	(88) 237	73.6	(68) 188	(48) 132	(27) 75	3.2	(20) 55
行政 (アピール 試験型)	15人程度	(81) 183	(70) 150	82.0	(26) 60	(14) 30	(11) 20	7.5	(9) 16
警察事務	5人程度	(23) 47	(14) 32	68.1	(8) 21	(2) 10	(2) 5	6.4	(2) 5
環境行政	1人程度	(4) 10	(3) 8	80.0	(3) 8	(1) 4	(1) 2	4.0	(1) 2
社会福祉	15人程度	(9) 21	(6) 13	61.9	(5) 11	(4) 9	(4) 7	1.9	(4) 7
化学	3人程度	(1) 16	(1) 10	62.5	(1) 7	(1) 5	(1) 3	3.3	(1) 3
農業	10人程度	(15) 38	(12) 30	78.9	(9) 26	(7) 19	(6) 12	2.5	(4) 9
林業	5人程度	(4) 6	(2) 4	66.7	(2) 4	(2) 4	(2) 4	1.0	(1) 2

建築	5人程度	(2) 8	(1) 7	87.5	(1) 5	(1) 4	(1) 4	1.8	(1) 4
電気 (電気工学)	4人程度	(0) 5	(0) 4	80.0	(0) 3	(0) 2	(0) 2	2.0	(0) 2
機械	1人程度	(0) 2	(0) 2	100.0	(0) 1	(0) 1	(0) 0	—	(0) 0
総合土木	8人程度	(2) 23	(2) 12	52.2	(2) 11	(2) 10	(1) 4	3.0	(1) 2
総合土木 (先行実施)	14人程度	(10) 57	(7) 46	80.7	— —	(1) 22	(1) 18	2.6	(1) 13
計		(261) 738	(206) 555	75.2	(125) 345	(83) 252	(57) 156	3.6	(45) 120

(注) () は、女性の数を内数で示します(以下同じ。)

イ 上級試験—経験者採用—

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政	15人程度	(58) 183	(40) 122	66.7	—	(21) 69	(12) 27	4.5	(10) 22
総合土木	2人程度	(0) 5	(0) 3	60.0	—	(0) 2	(0) 1	3.0	(0) 1
計		(58) 188	(40) 125	66.5	—	(21) 71	(12) 28	4.5	(10) 23

ウ 上級試験—特別募集(社会福祉、農業、林業、建築、電気(電気工学)、機械、総合土木)—

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
社会福祉	13人程度	(7) 22	(4) 13	59.1	—	(3) 10	(2) 5	2.6	(0) 3
農業	2人程度	(5) 24	(2) 15	62.5	—	(2) 12	(0) 5	3.0	(0) 4
林業	5人程度	(1) 11	(0) 4	36.4	—	(0) 4	(0) 2	2.0	(0) 2
建築	2人程度	(0) 4	(0) 4	100.0	—	(0) 4	(0) 2	2.0	(0) 2
電気 (電気工学)	2人程度	(0) 9	(0) 5	55.6	—	(0) 1	(0) 1	5.0	(0) 0
機械	1人程度	(0) 4	(0) 2	50.0	—	(0) 2	(0) 1	2.0	(0) 1
総合土木	6人程度	(0) 11	(0) 7	63.6	—	(0) 4	(0) 2	3.5	(0) 2
計		(13) 85	(6) 50	58.8	—	(5) 37	(2) 18	2.8	(0) 14

エ 初級試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
一般事務	3人程度	(2) 14	(1) 12	85.7	(1) 11	(0) 3	4.0	(0) 2

警察事務	2人程度	(8) 15	(7) 12	80.0	(6) 10	(2) 3	4.0	(1) 1
総合土木	1人程度	(0) 1	(0) 1	100.0	(0) 1	(0) 1	1.0	(0) 1
計		(10) 30	(8) 25	83.3	(7) 22	(2) 7	3.6	(1) 4

オ 小・中学校事務職員採用試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員A	12人程度	(61) 112	(49) 83	74.1	(14) 32	(6) 13	6.4	(6) 12
小・中学校 事務職員B	4人程度	(9) 18	(6) 14	77.8	(5) 12	(3) 4	3.5	(3) 3
計		(70) 130	(55) 97	74.6	(19) 44	(9) 17	5.7	(9) 15

カ 就職氷河期世代を対象とした採用試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
一般事務	10人程度	(91) 245	(71) 187	76.3	(17) 52	(16) 29	(9) 15	12.5	(7) 12
総合土木	2人程度	(1) 12	(1) 8	66.7	—	(1) 8	(1) 4	2.0	(0) 3
計		(92) 257	(72) 195	75.9	(17) 52	(17) 37	(10) 19	10.3	(7) 15

キ 任期付職員採用試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
一般事務	11人程度	(12) 29	(8) 19	65.5	(4) 12	(3) 7	2.7	(2) 5

ク 警察官(男性)採用試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人	
県内	A(第1回)	37人程度	271	210	77.5	191	46	4.6	30
	A(第2回)	5人程度	59	41	69.5	40	14	2.9	13
	B	10人程度	59	50	84.7	44	12	4.2	12
計		389	301	77.4	275	72	4.2	55	
県外	B	1人程度	19	19	—	12	2	9.5	2
計		—	19	—	12	2	9.5	2	

ケ 警察官(女性)採用試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
A(第1回)	10人程度	74	58	78.4	51	13	4.5	10
A(第2回)	2人程度	13	8	61.5	6	2	4.0	2

B	4人程度	32	27	84.4	25	8	3.4	8
計		119	93	78.2	82	23	4.0	20

コ 障害者を対象とした職員採用試験

試験区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	3人程度	(7) 20	(5) 16	80.0	(2) 3	5.3	(2) 3
警察事務	1人程度	(1) 2	(1) 2	100.0	(0) 1	2.0	(0) 1
小・中学校事務	2人程度	(4) 9	(3) 7	77.8	(0) 2	3.5	(0) 1
計		(12) 31	(9) 25	80.6	(2) 6	4.2	(2) 5

(注) 申込者数および受験者数は第1志望のみの実人数であり、合格者数および採用者数には第2志望または第3志望で当該試験区分を志望しているものを含みます。

(2) 採用選考

ア 採用選考

(単位：人)

部局	一般職員				計
	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	
部長およびその相当職	3	—	—	—	3
次長およびその相当職	2	—	—	—	2
課長およびその相当職	10	1	—	—	11
課長補佐およびその相当職	12	5	—	—	17
係長およびその相当職	16	7	1	—	24
主事、技師およびその相当職	118	17	11	3	149
技能労務職	2	—	—	—	2
計	163	30	12	3	① 208

警察官	
職	
警視	2
警部	11
警部補	2
巡査部長	4
巡査	3
計	② 22
合計(①+②)	230

(注) 併任、任命換えを含み、任命権者に委任しているものを除きます。

イ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(単位：人)

職種	選考人員	合格者数	職種	選考人員	合格者数
心理判定員	6	6	文化財保護技術者	3	3
児童指導員	5	4	技術員	1	1
児童福祉司	7	7	ダム管理技術員	1	1
精神保健福祉士	2	2	研究員	1	1
職業訓練指導員	2	2	武道指導員	2	2
企業庁水道技術者	3	3	サイバー犯罪捜査官	2	2
学芸員	3	3	航空整備士	1	1
工業技術総合センターの技師	2	2	育休代替任期付職員(一般事務)	23	23
医師	5	5	育休代替任期付職員(電気)	1	1
獣医師	8	8	育休代替任期付職員(管理栄養士)	1	1
保育士	2	2	育休代替任期付職員(警察事務)	4	4
保健師	6	6	産休代替任期付職員(一般事務)	6	6

司書	2	2	産休代替任期付職員(保健師)	1	1
臨床心理士	1	1	産休代替任期付職員(警察事務)	4	4
臨床検査技師	1	1	行政(データサイエンス)	1	1
少年補導員	1	1	任期付職員(土木、農業土木)	3	3
歯科医師	1	1	任期付職員(林業)	1	1
			計	109	108

(注) 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(係長およびその相当職以上の職をいう。)に任用した者を含みます。

ウ 任命権者委任分

(単位:人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医師	31	31	管理栄養士	7	1
医療ソーシャルワーカー	2	0	臨床検査技師	10	3
医学物理士	1	1	理学療法士	5	1
視能訓練士	5	1	育休代替任期付職員(看護師)	1	1
看護師	55	47	育休代替任期付職員(臨床検査技師)	2	2
医療事務	18	2	育休代替任期付職員(医療事務)	2	2
薬剤師	11	4	産休代替任期付職員(医療事務)	2	2
言語聴覚士	6	1	会計年度任用職員	90	90
			計	248	189

(注1) 委任分は、職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき、会計年度任用職員は各任命権者へ、その他の職種は病院事業庁長へ選考の権限を委任したものです。

(注2) 会計年度任用職員は、フルタイムの人数を示します。

(3) 昇任選考

(単位:人)

一 般 職 員						警 察 官	
部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計	職	
部長およびその相当職	7	—	—	1	8	警 視	10
次長およびその相当職	20	—	1	2	23	警 部	—
課長およびその相当職	61	2	—	4	67	警 部 補	—
課長補佐およびその相当職	65	6	2	6	79	巡査部長	—
係長およびその相当職	182	10	5	19	216	計	② 10
計	335	18	8	32	① 393	合計(①+②)	403

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況 本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、令和5年10月16日に県議会および知事に対して、次のとおり報告および勧告を行いました。

(1) 民間給与との比較

ア 月例給

公民較差(新規採用者を除く。) 3,646円 0.98%

イ 特別給

民間の支給割合 4.48月(公務の支給月数 4.40月)

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

国に準じて引上げ改定(平均改定率1.03%)

- イ 扶養手当
子に係る手当額を引上げ 9,900円→10,000円
- ウ 初任給調整手当
国に準じて医師および歯科医師に対する手当額を引上げ
- エ 期末・勤勉手当
民間の支給割合との均衡を図るため引上げ(年間支給月数4.40月分 → 4.50月分)
期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定
- オ 実施時期 ア、イおよびウについては令和5年4月1日、エについては同年12月1日

(3) 給与制度に関する検討事項

- ア 在宅勤務等手当の創設
人事院勧告の趣旨を踏まえ、国に準じた制度を設けることについて検討する必要
- イ 獣医師に対する初任給調整手当の見直し
近年、獣医師の欠員も生じており、これまでも増して人材確保が困難な状況にあることから、他の都道府県等の状況も踏まえ、支給額等の見直しを検討する必要
- ウ 人事院における給与制度のアップデートへの対応
本県の実情を踏まえて個々に対応を検討する必要があるため、国の動向を注視していく必要

(4) 人事管理に関する事項

- ア 人材の確保
 - (7) 採用試験の実施結果を検証し、適切な能力実証の観点に留意しながら、より幅広い層の方が受験しやすい試験方法の導入など、試験制度の見直しを検討
 - (4) 就職先として選ばれるために、長時間労働の是正をはじめとした働きやすい職場環境づくりや、インターンシップの機会等を通じた学生等の志望意欲の喚起、また、採用辞退の防止に向けた合格者説明会等の取組が重要
 - イ 全ての職員の活躍推進 複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し質の高い行政サービスを提供するためには、職員同士が互いの個性や価値観を多様性として認め合い、高い意欲とやりがいを持って能力を十分に発揮できる県庁を実現する必要
 - ウ 働き方改革の推進と勤務環境の整備
 - (7) 多様な職員がチームの中で持てる力を十分に発揮し、県庁組織として行政需要に的確に対応していけるよう、職員構成の変化にも対応した持続的で代替性のある業務執行体制を確保することが重要
 - (4) 学校においては、管理職員が休憩時間の付与を含め適切に業務や勤務時間の管理を行い、長時間労働になりがちな教員の働き方を変えていくとともに、管理職員に対するサポート体制を強化し、教員の労働環境の改善が継続的に行われる仕組みを構築する必要
 - (7) 仕事と家庭生活の両立支援は、次世代の育成や女性活躍の推進の観点からも重要な取組であり、希望する全ての職員が気兼ねなく休暇や休業を取得できるよう、人員配置にも配慮した職場環境の整備を推進する必要
 - (5) メンタルヘルス不調は人材の損失にもつながる重大な問題であり、管理職員は職員の健康確保に対して安全配慮義務があることを自覚するとともに、周囲の職員も普段と異なる様子が生じていないか互いに目を配るなど、職場全体で早期に対応することが重要
 - (7) ハラスメントの発生した状況を適切に把握し、効果的な研修を実施するなど、ハラスメントを起こさない職場環境の確立が必要
- エ 公務員倫理の徹底 任命権者において引き続き不祥事の再発防止に取り組むとともに、職員一人一人が相互に注意を喚起し、高い倫理観と使命感を持ってその職務に精励することが必要

3 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況 令和5年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりです。

(1) 措置の要求

区 分	令和4年度末 係 属 件 数	令 和 5 年 度			令和5年度末 係 属 件 数
		要求等件数	審理等回数	終結件数	
勤務環境	0 件	2 件	2 回	0 件	2 件

(2) 審査請求

区 分	令和4年度末	令 和 5 年 度	令和5年度末

	係属件数	請求等件数	審理等回数	終結件数	係属件数
懲戒処分	1件	1件	8回	1件	1件

